

部長及び参事官
殿
所 属 長

地 域 発 第 6 4 号
平成28年 3月15日
30年保存（口訓）
本 部 長

独居高齢者等の保護対策について（通達甲）

独居高齢者等の保護対策に関し「独居高齢者等の保護対策について（例規）」（昭和46年5月8日高外発第174号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、独居高齢者等の保護対策に関し次のとおり定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 目的

地域警察官が日常の所管区警察活動等を通じ、独居高齢者等の保護対象者の実態を把握することにより、当該実態に応じた保護対策を推進しようとするものである。

2 保護対象者の範囲

次に掲げる者を保護対象者とする。

- (1) 独居の高齢者（年齢65歳以上の者をいう。以下同じ。）
- (2) 高齢者のみの世帯
- (3) 常時看護を要する独居者
- (4) 常時看護を要する者のみの世帯
- (5) 常時看護を要する者と高齢者とで構成される世帯

3 地域警察官の措置要領

(1) 実態把握の方法

地域警察官は、日常の巡回連絡、警ら活動等を通じ、管内の保護対象者の実態把握に努めるものとする。

(2) 関係機関等との連携

平素から関係機関と密接な連絡を取り、高齢者の福祉行政に側面的に協力を行うことはもとより、生活、医療等について特に保護の措置を必要と認める保護対象者を発見したときは、その状況を民生委員、ホームヘルパーその他の関係機関に通報又は連絡するものとする。

(3) 防犯及び防災に関する指導の実施

保護対象者宅への巡回連絡を実施する際は、防犯及び防災に関する指導及び広報活動を行うものとする。

(4) 交通事故防止の指導

交通情勢の実態を十分把握するとともに、高齢者個有の特性をよく理解し、具体的な交通安全指導及び広報活動を行うものとする。

4 実施上の留意事項

- (1) 保護対象者に対する訪問は、保護対象者の生活状況により、訪問の回数を増加するなどの措置を講じるものとする。
- (2) この対策は、国民保護に徹した警察活動の一つとして実施するものであるが、各種の指導等に当たっては、個人情報の保護に配慮し、不必要に私生活の干渉にわたるなど行き過ぎのないよう十分配慮しなければならない。